

南国市ごみのポイ捨て防止条例が 6月1日から施行されます

先月号に引き続き、今月号では「ポイ捨て防止重点地域」と「市民等・占有者等・事業者の責務」についてお知らせします。

ポイ捨て防止重点地域

▼ポイ捨て防止重点地域とは環境変化の促進や美観の保護のために、特に空き缶および吸い殻などのポイ捨てを防止する必要があると認められる地域です。



ポイ捨て防止重点地域は、地図の3カ所の地域です。

ポイ捨てをすると

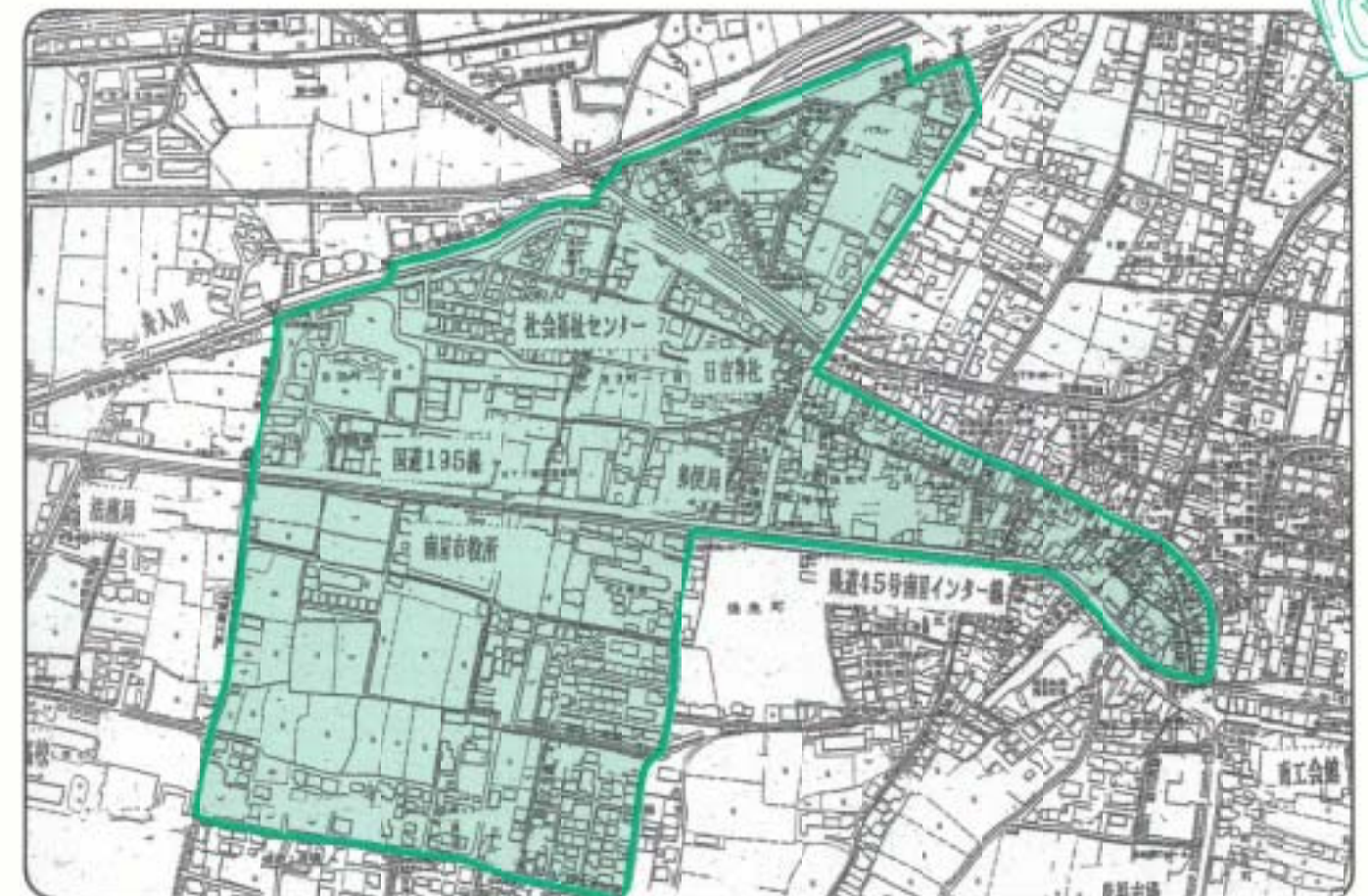
ポイ捨て防止重点地域内の公共施設（道路・広場・公園・河川ほか）で、空き缶（飲み物が入っていた缶・ペットボトル・その他の容器）、ビン、タバコの吸い殻、チューインガムのかみかた、紙くずなどを捨てること3万円以下の罰金の対象となります。

市民等の皆さんへ

▼市民等とは、「市民・旅行者・市内通過者およびその他の滞在者」のことです。市民等の皆さんは自分で発生させた空き缶や吸い殻などを持ち帰るか、または回収容器に入れてください、自分の責任で始末しましょう。

占有者等の皆さんへ

▼占有者等とは、「土地を所有または占有、もしくは管理する人」のことです。占有者等の皆さんはその所有または占有、もしくは管理する土地



に、空き缶・吸い殻などが捨てられないようにしてください。

自動販売機で飲料を販売している事業者の皆さんへ

回収容器の管理

容器に入った飲料を自動販売機で販売している事業者の皆さんは、販売する場所に回収容器を設けて、空き缶などを散乱させないようにするとともに、その容器を適正に管理しなければなりません。違反して勧告などに従わない場

合には、5万円以下の罰金の対象となります。

回収容器の要件

- 回収容器は次の要件を満たしたものを設置してください。
- (1)材質は、金属・プラスチックそのほか容易に破損しないもの
- (2)大きさは、自動販売機1台について20以上のもの

※問い合わせは、生活環境課環境公害係（☎65557）まで



人権・主人公は私たちひとりひとり ⑥ 同和教育シリーズ

ことしの節分の日

「オニに豆をまかない保育所があるって？どこかな？」「たしか西部保育所っていったっけ！」
子どもたち全員がそろっているホールに、赤・青・緑のかわいいオニさんがやってきました。「私たちオニの里に、小さな春がやってきたよ」「みんな、ぼくたちのことわかって豆をぶついたりしないよね」と言いながら、山で見つけたふきのとうや梅の花をひとりひとり配ってくれました。そこへ、お兄ちゃんオニも登場。リョックには、おいしくて元気の出る豆をたくさん入れて、みんなに分けてくれました。そして、水の色を変えるマジックをして、春を感じさせてくれました。



こうして「節分の日」には、やさしいオニさんを迎えて、楽しいつどいをするようになったのです。

最後に、みんなで庭に出て「春よ来い、はやく来い！」二体のパイ菌とんで行け！「もつと元気になるあれー」「やさしいオニさん、また遊びに来てねー」と言って、豆まきをしました。

西部保育所では、節分の日には、やさしいオニといっしょに「春を迎えるつどい」を行っています。この始まりは、数年前、やさしいオニなどが登場する絵本をたくさん読んで

昔の人びとは、病気や災いを鬼にみだて、豆まきをして季節の節目を乗り越えてきました。その中で、現実に見たこともない鬼を、悪者・こわいものと思ひこみ、「鬼は外ー」と扱ってきました。でも、鬼の側からすれば迷惑な話、やさしいオニもいるんですね。

